

予算の公表について（公告）

令和2年7月3日新潟県議会において議決された令和2年度新潟県一般会計補正予算、特別会計補正予算、企業会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和2年7月10日

新潟県知事 花 角 英 世

令和２年度新潟県一般会計補正予算

令和２年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,922,006千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,291,849,892千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。
(継続費の補正)

第２条 継続費の変更は、「第２表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第３条 債務負担行為の追加及び変更は、「第３表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入				
款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
第7款 分担金及び負担金	第2項 負担金	4,676,133	9,977	4,686,110
第9款 国庫支出金	第1項 国庫負担金	144,369,406	7,073,992	151,443,398
	第2項 国庫補助金	27,571,404	23,775	27,595,179
	第3項 委託金	114,000,475	7,044,245	121,044,720
		2,797,527	5,972	2,803,499
第11款 寄附金	第1項 寄附金	445,052	40,000	485,052
		445,052	40,000	485,052
第12款 繰入金	第2項 基金繰入金	21,995,106	694,637	22,689,743
		18,195,113	694,637	18,889,750
第13款 諸収入	第5項 受託事業収入	170,604,574	103,400	170,707,974
	第6項 収益事業収入	7,563,698	30,400	7,594,098
		2,480,434	73,000	2,553,434
歳 入	合 計	1,283,927,886	7,922,006	1,291,849,892

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第2款 総務費		千円 27,311,053	千円 114,180	千円 27,425,233	
	第1項 政 策 費	6,060,048	95,102	6,155,150	
	第2項 総 務 管 理 費	11,077,972	15,950	11,093,922	
	第4項 徴 税 費	7,232,116	3,128	7,235,244	
第3款 県民生活・環境費		10,254,697	76,415	10,331,112	
	第1項 県民生活管理費	5,672,088	62,250	5,734,338	
	第2項 防 災 費	2,893,070	14,165	2,907,235	
第4款 福祉保健費		169,737,350	2,362,596	172,099,946	
	第1項 福祉保健費	22,811,991	543,214	23,355,205	
	第3項 医務保健費	6,108,536	30,304	6,138,840	
	第5項 高齢福祉保健費	42,028,373	75,000	42,103,373	
	第6項 健康対策費	5,633,889	1,472,621	7,106,510	
	第8項 障害福祉費	21,614,074	7,038	21,621,112	
	第9項 子ども家庭費	23,342,983	234,419	23,577,402	
第5款 労働費		2,966,039	3,797	2,969,836	
	第2項 しごと定住促進費	845,797	3,797	849,594	
第6款 産業費		158,894,340	2,736,032	161,630,372	

	第1項 產業政策費	3,949,185	1,645,978	5,595,163
	第2項 創業·經營支援費	139,590,159	143,392	139,733,551
	第3項 產業振興費	1,997,074	47,588	2,044,662
	第4項 商業·地場產業振興費	251,693	6,837	258,530
	第5項 產業立地費	11,043,904	219,637	11,263,541
	第6項 觀光費	2,062,325	672,600	2,734,925
第7款 農林水產業費		75,959,104	944,796	76,903,900
	第2項 地域農政推進費	8,370,694	246,282	8,616,976
	第5項 食品·流通費	440,375	13,114	453,489
	第6項 畜產業費	946,121	573,500	1,519,621
	第7項 水產業費	3,888,481	11,900	3,900,381
	第8項 林業費	12,081,650	100,000	12,181,650
第8款 土木費		149,791,845	154,211	149,946,056
	第5項 都市計畫費	7,419,820	44,043	7,463,863
	第6項 建築費	11,247,571	30,400	11,277,971
	第7項 交通策費	2,314,817	3,669	2,318,486
	第8項 港灣振興費	422,093	2,200	424,293
	第10項 航空費	806,565	73,899	880,464
第9款 警察費		52,018,953	18,355	52,037,308
	第1項 警察管理費	48,051,346	18,355	48,069,701
第10款 教育費		178,949,766	1,511,624	180,461,390

	第1項 教 育 總 務 費	8,827,698	2,474	8,830,172
	第2項 小 中 學 校 費	85,773,682	61,468	85,835,150
	第3項 高 等 學 校 費	46,386,709	1,375,597	47,762,306
	第4項 特 別 支 援 學 校 費	20,597,969	70,090	20,668,059
	第6項 生 涯 學 習 推 進 費	315,564	1,307	316,871
	第7項 文 化 行 政 費	2,050,957	688	2,051,645
歲 出	合 計	1,283,927,886	7,922,006	1,291,849,892

第2表 継続費補正
1 変更

款	項	事業名	補		正		補		正		後	
			額	千円	年度	割額	額	千円	年度	割額	額	千円
第8款 土木費	第6項 建築費	県央基幹病院新築事業	総	千円	30	22,076	総	千円	30	22,076	年	22,076
					31	513,091			元	513,091		
					32	2,156,266			2	42,750		
					33	6,464,686	22,083,482		3	1,478,776		
					34	12,927,363			4	5,600,276		
						5	14,426,513					

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事	項	期	間	限	度	額	説	明
	県営港水防除事業桑山川地区工事請負契約	令和3年度			88,000千円			
	県営地盤沈下対策事業中ノ口川西部地区工事請負契約	令和3年度			60,000千円			
	加治川治水ダム堰堤改良(通信管理設備)工事請負契約	令和3年度			150,000千円			

2 変 更	事 項	補 正 前		補 正 後		明 説
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額	
	新潟県信用保証協会損失補償契約	令和3年度から 令和13年度まで	545,169千円	令和3年度から 令和13年度まで	1,854,954千円	新潟県信用保証協会が 令和2年度(経営の代 金のたすけ)に て、信用保証料 を納付し、返済 が滞り、返済金 が不足している ため、当該信用 保証料を返済す るに当たり、新 潟県信用保証協 会が、当該信用 保証料の不足分 を、新潟県信用 保証協会の損失 として補償する。 その額は、1,854,954千円である。
	農業近代化資金利子補給契約	令和3年度から 令和22年度まで	農業近代化資金融通法 (昭和36年法律第202 号)に基づき、融資機 関が農業近代化資金 の総額1,750,000千円 を範囲内で県の承認を 得る場合、利子補給率年 2.25パーセント以内 として算定した額	令和3年度から 令和22年度まで	農業近代化資金融通法 (昭和36年法律第202 号)に基づき、融資機 関が農業近代化資金 の総額2,250,000千円 を範囲内で県の承認を 得る場合、利子補給率年 2.25パーセント以内 として算定した額	

令和 2 年 度 新 潟 県 一 般 会 計 補 正 予 算

令和 2 年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90,631,202千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,382,481,094千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。
(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正					
1 歳 入					
款	項	補正前の額 (第96号議案による 補正額を含む)	補正額	計	
第9款 国庫支出金		千円 151,443,398	千円 23,840,796	千円 175,284,194	
	第2項 国庫補助金	121,044,720	23,840,796	144,885,516	
第13款 諸収入		170,707,974	66,790,406	237,498,380	
	第4項 貸付金収入	138,702,378	66,790,406	205,492,784	
歳 入	合 計	1,291,849,892	90,631,202	1,382,481,094	

2 歳 出					計
款	項	補正前の額 (第96号議案による 補正額を含む)	補正額		
第4款 福祉保健費	第1項 福祉保健費	172,099,946	20,544,773	192,644,719	千円
	第3項 医療事務費	23,355,205	366,000	23,721,205	
	第5項 高齢福祉保健費	6,138,840	11,595,717	17,734,557	
	第6項 健康対策費	42,103,373	5,581,695	47,685,068	
	第8項 障害福祉費	7,106,510	212,632	7,319,142	
	第9項 子ども家庭費	21,621,112	2,072,680	23,693,792	
	第2項 創業・経営支援費	23,577,402	716,049	24,293,451	
	第6款 産業費	161,630,372	69,708,035	231,338,407	
	第10款 教育費	139,733,551	69,708,035	209,441,586	
第10款 教育費	第1項 教育総務費	180,461,390	378,394	180,839,784	
	第2項 小中学校体育費	8,830,172	14,500	8,844,672	
	第8項 保健体育費	85,835,150	295,602	86,130,752	
	第9項 私学教育振興費	504,795	20,862	525,657	
		11,732,055	47,430	11,779,485	
歳出	合計	1,291,849,892	90,631,202	1,382,481,094	

令和2年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

令和2年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,365千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ641,584千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業収入		千円 628,219	千円 13,365	千円 641,584
	第3項 繰入金	255,085	13,365	268,450
歳入	合計	628,219	13,365	641,584

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業費		千円 628,219	千円 13,365	千円 641,584
	第1項 災害救助費	222,706	13,365	236,071
歳	出 合 計	628,219	13,365	641,584

令和2年度新潟県基幹病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和2年度新潟県基幹病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	千円 811,123	千円 31,959	千円 843,082
第1項 企業債	72,000	30,000	102,000
第2項 負担金交付金	739,123	1,959	741,082

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	千円 811,123	千円 31,959	千円 843,082
第1項 建設改良費	157,423	31,959	189,382

(継続費)

第3条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事業名	元		金額		変更金額		
			総額	千円	年度	年割額	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費	22,083,482	千円	30	22,076	千円	30	22,076
					元	513,091		元	513,091
					2	2,156,266		2	42,750
					3	6,464,686		3	1,478,776
					4	12,927,363		4	5,600,276
							5	14,426,513	
			22,083,482			22,083,482			

(企業債)

第4条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元	金額	変更金額
病院整備事業費	千円	72,000	千円
			102,000

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額を102,000千円に改める。